

3 - 4 防犯・防災

(1) 防 犯

玄関や窓の戸締まりの徹底など、防犯対策をきちんと行いましょう。

隣り近所の目が多いからといって安心はできません。団地内で起こる犯罪には、空巣、しのび込みや痴漢などが考えられるため、次のことに気をつけましょう。

- ドアスコープやドアチェーンを十分活用してください。
- 長期に不在にする場合は、自治会等に連絡してください。
- エレベーターを利用する際は、見知らぬ人の出入りには特に気をつけてください。非常の場合には、エレベーター内の非常呼出ボタンを押してください。
- 団地内で見慣れない人や不審な人を見かけたら声を掛けるようにしましょう。

(2) 防 災

ア 火 災

日頃から住宅内での火の取扱いには、十分に注意してください。

火災を発生させると、みなさんの部屋だけでなく、周辺にお住まいの方に迷惑をかけることになり、火災原因によっては住宅の明渡しや、復旧費用を請求することになります。

また、もらい火や消火活動によって家財が損害を受けた場合、「失火の責任に関する法律」により、失火者からの損害賠償を受けられないことがあります。

万一に備え、家財や第三者への損害を補償する賃貸住宅向け火災保険（家財保険）に加入しておくことも、みなさん自身を守ることに繋がります。

万が一、近所で火災が発生したときには、至急119番へ通報し安全な場所に避難をしてください。（可能な場合には、消火器具等を活用して初期消火に努めてください。）

中高層耐火住宅のバルコニーは、非常の場合の避難通路となる部分ですので、物を置かないでください。特に、バルコニーに設置されている避難はしごやお隣の住宅との仕切板の近くには、絶対に物を置かないでください。

また、避難はしごの付いている住宅では、非常の場合に上階から避難はしごが降りてくるようになっていますので、その付近に物干竿など障害となる物は置かないでください。

なお、防火上、室内のカーテンは防災カーテンをつけてください。特に高さ31mを超える、おおむね11階建以上の高層住宅（居住している階に関係なく、すべての住戸が対象となります。）では必ず防災カーテンをつけてください。

○ 防火・防災管理者の選任

都営住宅等のような共同住宅で、店舗等が併設されている建物では入居者30人以上、共同住宅単独の建物では入居者50人以上の場合、その建物の管理権原者が防火・防災管理者を定めて消防署長に届け出ることに なっています。

管理権原者は、建物の所有者である東京都と入居者になります。この場合、入居者は、それぞれの専用部分についての管理権原者となり、東京都は、共用部分等を含め建物全体の管理権原者となります。

このことから、防火・防災管理者は、共同して選任することになりますが、火災対策の基本は、初期消火にあることから、入居者が防火・防災管理者になることが望まれます。入居者のみなさんで結成する自治会等の団体の活動として防火管理業務を位置付け、防火・防災管理者を選任するようにしてください。

なお、入居者が防火・防災管理者とならない場合は、都営住宅等の管理を委託している東

京都住宅供給公社の職員を防火・防災管理者として選任します。

選任された防火・防災管理者は消火、通報及び避難訓練などの実施を内容とした、消防計画を作成することが主な職務です（なお、防火・防災管理者となるためには、一定の資格が必要となります。詳細は、所轄の消防署にお問い合わせください。）。

イ 地 震

中高層耐火住宅の場合でも相当揺れます。上階ほどその揺れ方は大きいものです。あわてて廊下や階段に飛び出したりするとかえって危険です。

大きな地震のときは、まず火元を消して落ち着いて行動することが大切です。

また、日頃より家具が倒れないよう、つっぱり棒などの転倒防止器具で固定する等の地震対策を行いましょう。

ウ 台 風

洗濯物を干すハンガーなど、飛ばされそうなものは室内に入れ、物干し竿などは固定しましょう。また、バルコニーの排水口を再点検し、ゴミが詰まっていたら清掃しましょう。大雨によって、開けたままにしたトイレ、浴室等の窓から雨水が吹き込まないように注意しましょう。

(3) 地震に関する情報が発表された際の心がまえについて

地震に関する情報が発表された場合に被害の軽減を図るために、各家庭で次のことを日頃から心掛けてください。

ア 地震に関する情報が発表されたら

- (ア) テレビ、ラジオのスイッチを入れ情報を入手する。
- (イ) 東京都や消防、警察機関の情報に注意する。
- (ウ) 消火器、防火バケツの置き場を確認する。
- (エ) 棚などに載せてある物を降ろし、家具の転倒防止を確認する。
- (オ) 照明器具、窓ガラス、バルコニーの植木等の落下防止を図る。
- (カ) 飲料水の汲み置きをする。
- (キ) 食糧、医薬品、防災用品を確認する。
- (ク) 火に強く、なるべく動きやすい服装にする。
- (ケ) 電話の使用及び自動車の使用を自粛する。
- (コ) 子どもの行動に注意する。
- (サ) 冷静に行動し、不用、不急の外出は避ける。
- (シ) エレベーターの使用は避ける。
- (ス) 近隣相互間の防災対策を再確認する。

イ 火気の使用及び危険物の取扱いについて

- (ア) 危険物の取扱いを中止するとともに、安全防護措置を講ずる。
- (イ) ガス等の火気器具の使用は中止し、やむを得ず火気を使用する場合は、最小限に止め、いつでも消火できるようにする。
- (ウ) 暖房器具の使用は中止する。
- (エ) ガスメーターコックの位置を確認する。
- (オ) 使用中の電気器具（テレビ・ラジオを除く）のコンセントを抜くとともに分電盤（ブレーカー）の位置を確認する。

共同住宅の防火・防災はみなさんの手で

(次のページに各住宅の消防用設備の配置図等を記入して切り取り、
目につきやすいところに、貼っておきましょう。
※○はみなさんで記入してください。)

◎ みなさんは、災害の公共危険性を理解し、災害予防上必要な次の事項を誠実に遵守しなければなりません。

1. 火災予防の遵守事項

- (1) 火気使用設備器具、電気器具等は、使用前及び使用后必ず点検し、安全の確認等適正管理に努めること。
- (2) 吸がらの処理は、水で完全に消火すること。また、寝たばこはしないこと。
- (3) 焼却炉の使用、たき火等を行わないこと。
- (4) 灯油等の危険物品を使用する場合は、その性状に注意し必要量以上は保管しないこと。
- (5) 廊下、階段、バルコニーの仕切板等の付近には、避難に障害となる物品及び可燃物等を置かないこと。
- (6) 防火上、避難上必要な施設及び消防用設備等の周囲には、使用の際障害となる物品を置かないこと。
- (7) 共用部分や建物外周部には放火等の危険があるため物を放置しないこと。

2. 地震による被害を防止するための対策

- (1) 家具、火気使用器具等の転倒防止及び物品の落下防止措置。
- (2) 石油ストーブ等の耐震自動消火装置の適正管理及び灯油危険物類等の漏えい防止等の適切な措置。
- (3) 防災ズキン、非常用飲料水、懐中電灯、携帯ラジオ、医薬品等を準備するよう努めること。
- (4) 家族や自治会等で防火、防災上必要な事項について積極的に話し合うこと。
- (5) 交通機能等が停止した時に自宅へ帰ることができないことを想定した対策を家族の中で話し合うこと。

◎ みなさんは、災害が発生した場合は、次により積極的に活動しなければなりません。

1. 火災時の措置

- (1) 火災を発見したら119番通報及び非常ベル又は大声で付近の人に火災を知らせるとともに、JKK 東京お客さまセンターに連絡すること。
- (2) 火災現場付近に居る場合は、消火器具等を活用し初期消火に努めること。
- (3) 逃げ遅れた人、負傷者等を発見した場合は、大声でまわりに協力を求めて人命救助、救護等に当たること。
- (4) 避難する場合はエレベーターは使用しないこと。また、財物や衣服等に執着しないで早期に安全な場所に避難すること。
- (5) 次の人は、消防隊の誘導及び情報の提供を行うこと。
 - ア 火災を発見した人
 - イ 逃げ遅れた人、負傷者等の情報を把握している人
 - ウ 火災発生場所にかかわる入居者又は関係者

2. 地震発生時の措置

- (1) 出火防止のため、ガスレンジ、湯沸器、ストーブ等の火気使用器具の栓の閉鎖及び避難口確保のため出口の解放を行うこと。
- (2) 火災が発生した場合は、他に優先して消火を行い、負傷者等が発生した場合は、協力して救護すること。
- (3) 指定避難場所への避難は防災機関の命令又は自治会の責任者の判断等により統一的に全員徒歩で避難すること。
- (4) 一次避難場所をあらかじめ決めておき、状況に応じて指定避難場所に避難すること。

〇〇団地の消防計画

入居者が守るべき事項

“使う火を消すまで離すな目と心”

—— 〇〇号棟〇階消防用設備配置図 ——

◎ 自衛消防訓練等への参加

みなさんは、自治会等が行う自衛消防訓練等に積極的に参加し、防火、防災意識の啓発、人命安全上必要な知識の習得等に努め、万一の場合には適切な行動が取れるようにしましょう。